

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月29日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前											
（地域機関の長の権限に属する事務の専決） 第13条の3 次長の専決事項は次のとおりとする。 (1)～(14) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次長が長期にわたり不在のとき、又は次長が不在の場合において緊急を要するときは、地域機関の長は、当該次長が専決する事項について専決するものとする。 （代決） 第13条の4 (略) 別表第2の2（第13条の4関係）		（地域機関の長の権限に属する事務の専決） 第13条の3 次長の専決事項は次のとおりとする。 (1)～(14) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次長が長期にわたり不在のとき、又は次長及び第13条の4の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、地域機関の長は、当該次長が専決する事項について専決するものとする。 （代決） 第13条の4 (略) 別表第2の2（第13条の4関係）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域機関種類</th> <th>代決の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六日町・小出病院事業清算事務所</td> <td> 1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長（次長が複数の場合は、所長があらかじめ指定した順位による。） (2) 所長及び次長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定した職員 </td> </tr> </tbody> </table>	地域機関種類	代決の順序	六日町・小出病院事業清算事務所	1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長（次長が複数の場合は、所長があらかじめ指定した順位による。） (2) 所長及び次長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定した職員		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域機関種類</th> <th>代決の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六日町・小出病院事業清算事務所</td> <td> 1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長（次長が複数の場合は、所長があらかじめ指定した順位による。） (2) 所長及び次長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定した職員 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 2 次長の権限の代決 (1) 次長が不在のときは、その事務を分掌する課長（以下「主務課長」という。） (2) 次長及び主務課長がともに不在のときは、他の課長 </td> </tr> </tbody> </table>	地域機関種類	代決の順序	六日町・小出病院事業清算事務所	1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長（次長が複数の場合は、所長があらかじめ指定した順位による。） (2) 所長及び次長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定した職員		2 次長の権限の代決 (1) 次長が不在のときは、その事務を分掌する課長（以下「主務課長」という。） (2) 次長及び主務課長がともに不在のときは、他の課長	
地域機関種類	代決の順序												
六日町・小出病院事業清算事務所	1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長（次長が複数の場合は、所長があらかじめ指定した順位による。） (2) 所長及び次長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定した職員												
地域機関種類	代決の順序												
六日町・小出病院事業清算事務所	1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長（次長が複数の場合は、所長があらかじめ指定した順位による。） (2) 所長及び次長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定した職員												
	2 次長の権限の代決 (1) 次長が不在のときは、その事務を分掌する課長（以下「主務課長」という。） (2) 次長及び主務課長がともに不在のときは、他の課長												

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。